

## 第10回浜田市協働のまちづくり推進に関する条例検討委員会 会議録概要

日 時 令和2年8月18日（火）18：30～19：50

場 所 浜田公民館 1階 研修室

【出席】条例検討委員会委員 18名

執行部職員 12名

### (1) 浜田市協働のまちづくり推進条例（案）について

パブリックコメント実施後、内部決定を行った条例（案）について、修正内容等の報告を行った。

【長畑会長】 ご案内のように6月25日に検討委員会を代表し、市長へ条例（案）の答申を行った。その後、7月1日からパブリックコメントが開始され、31日に終了した。今日の検討委員会では、条例の最終案の説明がメインとなるので、よろしくお願ひしたい。

【地域政策部長】 冒頭説明させていただきたい。6月25日に条例検討委員会から市長に対し答申をいただき、その後7月には、浜田市議会、全ての地域協議会、浜田と三隅については、まちづくり推進委員会や自治会連絡会、その他にも浜田商工会議所、島根県立大学、リハビリテーションカレッジ島根の学生さんにも条例（案）を説明し、ご意見を頂戴した。並行して、パブリックコメントの実施をした。本日は、そこでいただいたご意見などを参考に、浜田市として9月議会に提案する最終案を作成したのでご説明をさせていただく。

その前に一言、お断りをさせていただきたい。7月中に市議会、或いは地域協議会等で説明した条例の素案は、検討委員会の答申に少し修正を加えたものであった。答申そのものを各組織の意見交換会でお示しをせず、市の方で少し修正を加えた案を示したことで、特に地域協議会、或いはまちづくり推進委員会との意見交換を少し混乱させたことがあったと思っている。組織を代表して検討委員になっておられる皆さん方にとりまして、お立場があったと思う。大変ご迷惑をお掛けしたことを申し訳なく思っている。大変失礼いたしました。

時間的に余裕があれば、本来であれば答申そのものについてご意見をいただく過程を踏み、その後、市の素案をまとめるということも出来たかと思うが、コロナの影響もあり、検討委員会の開催を中止することもあったため、以後のスケジュールが大変厳しいものになったことは、お察しいただければと思う。9月議会に条例を提案するに当たり、パブリックコメントを7月には実施したいということがあった。

パブリックコメントというのは、検討委員会の答申ではなく、それを受け止めた市の案としてお示し、ご意見をいただくという性格のものであり、浜田市としても法令審査会に掛けて、答申いただいた趣旨を変えないところで、文言修正や他の条例と重複している部分について修正を加えたものを市の意見として提示を

させていただいた。市としては大きな変更ではないと捉えていた部分が、皆さん方にとっては重要な部分だと受け止められていたことであろうかと思っている。

今回の最終案については、改めていただいたご意見も踏まえ、それも反映する形で多くの方にいただいた意見を基に作ったものである。これから説明させていただくので、よろしく願います。

#### 〈条例（案）の見直し内容について説明〉

【長畑会長】パブリックコメント、各団体との意見交換を含めて修正した内容について説明をいただいた。大変丁寧に対応いただいた。委員の皆さんから只今の説明についてご質問、ご意見があればお願いしたい。

【木村委員】逐条解説については、検討委員会の中で条例と合わせてこの解説についても、セットで示していく話をお聞きした。その時には、「そのように考えている」と、そのうちに逐条解説が姿を消していくというようには言われていなかったが、そのこのところについて、少し説明いただきたい。

【事務局】恐らく三隅自治区地域協議会の時に質問を受けて、回答したことに対して少し疑義があったことのご指摘だと思う。これまでも検討委員会の中でご説明したように、条例と逐条はセットで、これからもずっと説明をしていきたい。これについて全く変更はなく、そのとおりに行う。ただ、条例として例規集に残るものは逐条解説ではないので、そういう意味で条例だけと言った。当然この逐条というものはセットで理解していただくものであり、その考えには全くブレはない。

【塚本委員】市の役割と地域協議会、まちづくり組織の関連についてお聞きしたい。

市長に意見を申し述べる事が出来る下で、地域協議会が市長に意見を述べる場合や、まちづくり団体が市長に意見を述べる場合に、諮問させる内容だけではなくなくなったので、各地域の課題や願いが逐次これからまちづくりの中で出てくると思う。そうした時にこの条文の中に、市から「何かしらの回答をしなくてはならない」というような文言がどこにもない。一方的にお聞き及んでいるというだけで、回答する義務はないと言われると困る。

例えば、陳情書や要請書は、文書を以て回答しなければならないが、それに似た行政、市政に対するパイプを担うまちづく組織や地域協議会が行う陳情に対する市のお答えというものを、少しどこかで明確にされていると良いが、いかがなものか。

【事務局】第3章 市の役割 第6条第2項をご覧いただきたい。「市は、市民等にまちづくりについて分かりやすく説明するとともに、市民等からの質問等に対して誠意をもって対応するものとする。」ということであり、当然回答についても言いつばなしにしないということがこの中に含まれていると思っている。

【三浦聖委員】パブリックコメント及び意見交換会一覧を見させていただくと三隅自治区地域協議会のご意見が多く上がっており、35頁以降のところでご意見と市の考え方が整理されている。これは何回かに亘ってご意見を伺ったのだと思う。それに対して整理されたのが33頁、34頁なのか。いろいろご意見があったというのは、条例に対してこちらで整理したことに対し、反対の意見があったのではないかと思う。最終的に地域協議会の中で納得された形で協議会を終えられているのかどうか、教えていただきたい。

【事務局】三隅自治区地域協議会から多くの意見をいただいた件については、三隅自治区地域協議会でも事前に何度か議論等をしていただき、条例（案）に対し85件の意見をまとめられた。事務局が地域協議会に説明に行かせていただく際に、まとめた意見についてご回答いただきたいということで、これをその場で全て回答させていただいた。

市の回答を聞かれ、33頁のとおり、条例（案）の中でこれだけは配慮していただきたいという意見をまとめられて出された。地域協議会で出されたご意見に対して、できる限りの回答はさせていただき、更にご検討いただきたいとまとめられご提出いただいたものについては、全てとはいかないが、出来るだけ配慮し最終条例（案）を作成させていただいた。

事務局が三隅自治区地域協議会に伺い、ご意見をいただいた中で、条例（案）に対して、特に批判やこの辺がおかしいというようなご意見は無かったと思っている。事務局の方で作成した文言や意味が通らないのではといったご指摘はあったが、条例（案）そのものに反対の意見があったとは理解していない。

【木村委員】私からも一言説明させていただきたい。35頁から51頁に亘り記載のあるように、全条における様々なご意見が地域協議会に説明に来ていただく前と、その場でもたくさんの意見が出た。非常に大きな関心が協議会の中でも寄せられた。それを33頁、34頁の6点に亘って協議会として大切な点、是非加えていただきたいという意見として改めて出させていただいたという経緯であった。意見交換の場で解決できたこともあったが、33頁、34頁の6点に亘ってそれらをまとめた。

今回説明いただいた最終案は、非常によくまとめられていると思った。一定のところをきちんと整理していただいている。大きな章立てをしたところ、無くして持ってきているところ、条例の推進についてもきちんと書かれていると私は思った。ただ、逐条解説は若干あつという部分はあるが、全体に亘って条例文は、よく検討されて整理されたと理解している。

【花田委員】第17条 人材育成の解説について、私自身が子どもの力をまちづくりにという思いが強くあり、解説をたくさん加えさせていただいた。第9回検討委員会では条例（案）の解説に残っていた。解説が一緒になれば条例だけでは伝わらないということであり、そこは残ったということで私自身安心していましたが、それがずいぶん簡単になっている。私としては、最終的にこれだけを読むと子どもや若者の力を今後のまちづくりに活かしていくという部分が欠けたなと思って

いる。今更変わらないことは知っていて言っているが、私自身の反省として、もっと最初の段階から子供たちの力や若者の力を育てることについて、皆さんと話し合いながら、私自身もこのことについてもう少し考えたかった。私自身の反省として伝えておきたい。

【長畑会長】私から言わせていただければ、条例ができましたら推進計画を策定することとなったので、是非その中で委員として推進計画を作っていたらと思う。

【塚本委員】意見として蛇足になるが、逐条解説は分かりやすく解説した内容であり、どちらも先程説明でもあったように、これから末代残る文書である。少し言葉遊びの文言があちこちで見られる。例えば「ふるさと郷育」の「郷育（きょういく）」という言葉遊びは大丈夫なのか。日本語には無かったものを言葉遊びで作成し、解説を分かりやすくするという気持ちはよく分かるが、大切な文書に入れていいものか。

【生涯学習課長】確かに「ふるさと郷育」と書くこの言葉は、テストで書けばバツかもしれないが、政策的な言葉としてあるので、次に説明する浜田市社会教育推進計画もだが、浜田市の場合はこういった政策の中で「ふるさと郷育」という文言をどこかに入れなければいけないのではと思っている。

【塚本委員】広辞苑で探せば出てくるか。

【生涯学習課長】この言葉はない。

【塚本委員】それが未来永劫通用するのか。

【生涯学習課長】未来永劫通用することではないが、浜田市として求めている方向性としては、この言葉を使ってきているというのが前提である。そのことを書き足していかなければと思っている。

【塚本委員】理解はできるが、少しばかり疑問なところがあった。

【木村委員】逐条解説について、今までに無かった推進体制の解説であるが、「浜田市総合振興計画審議会の中で行うこととし」とあり、これは市の方針であるため色々言わない。いろんな議論を踏まえた上で、市はこうすることを決められたので言わないが、ただ、その中で今まで述べてきた総合振興計画審議会の中にはまちづくりに関する専門的な方、実際に取り組んでいるまちづくり委員の代表の方や公民館の代表など重要な部分はその委員のメンバーの中には無いということを書いてきている。そういう団体の代表というのは、以前説明をされたが、今の総合振興計画審議会委員のメンバーの中に考えていくと理解してよろしいのか。審議会の中では、長畑会長も部会を持つことを言われたと思うが、そういった工夫が無ければちょっとどうなのかと疑問があったため、少し聞かせていただきたい。

【事務局】総合振興計画の中でも協働のまちづくりに関することは章立てをした大きな項目として取り扱っている。今回協働のまちづくりの推進条例に推進体制という形で皆さんから意見をいただき、これも検証していこうことである。検証し

ていく数値などいろんなことを盛り込んでいく必要があり、その上で、先ほど言われた地域協議会や公民館の皆さんにコミュニティについて聞いていくということは大事であるため、総合振興計画審議会のメンバー、或いは具体的に議論する部会のメンバーいずれかには必ず入れるということで対応していきたいと思っている。

先ほど花田委員さんからご指摘いただいた逐条解説の部分で、非常に大きな思いがあって伺っていた言葉を落とした理由というのが、今ここで確認できないため、改めてこの件については、最終案ではあるが逐条部分であるため持ち帰り、もう一度整理をしたいと思っている。

## (2) 社会教育推進計画について

令和2年2月に教育委員会で策定した「浜田市社会教育推進計画」について、生涯学習課から説明を行った。

【福濱委員】確認であるが、4頁のところで「地域における社会教育の意義と果たすべき役割」の3行名に「グローバル化や化学技術」とあるが、通常「科学技術」であると思う。

【生涯学習課長】おっしゃる通りである。誤植であり、大変失礼した。

## (3) その他

- ・ 次回の開催日等について承認をいただいた。

第11回

令和2年11月下旬

場所：未定

内容：コミュニティセンター化の状況報告